

甲田文化センターミュージズネーミングライツパートナー募集要項

この要項は、安芸高田市ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、甲田文化センターミュージズに対するネーミングライツパートナーを募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1 目的

甲田文化センターミュージズへのネーミングライツ導入を通じて、安定的な自主財源を確保するとともに、施設の維持管理やサービス向上に貢献することを目的とします。

2 対象施設の概要

(1) 概要

- ア 施設名称：甲田文化センターミュージズ
- イ 所在地：〒739-1101 広島県安芸高田市甲田町高田原 1446-3
- ウ 施設概要：多目的ホール（500 席）、研修室、会議室、甲田図書館併設
- エ 施設設置の趣旨：市民の文化意識の高揚、生涯学習の推進及び地域文化の振興を図る
- オ 利用時間：午前 9 時～午後 10 時
- カ 休館日：祝日・月曜（祝日の場合は翌日も休館）・12 月 29 日～1 月 3 日
- キ 年間利用者数（実績）：延べ 10,236 人（2025 年度）

(2) 施設管理者

安芸高田市

3 募集概要

- (1) 契約期間：2027 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日（5 年間）
- (2) 命名権料希望額：年額 100 万円以上（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 愛称に関する条件
 - ア 愛称の中に「甲田文化センターミュージズ」を入れること
 - イ 募集する愛称は、一般的な呼称として用いるものであり、正式な施設名称を変更するものではありません。
 - ウ 施設の利用予約や優先利用を保証するものではなく、愛称を命名する権利です。
- (4) 応募要件
 - 応募者は、安芸高田市ネーミングライツ事業実施要綱第 4 条に定める応募資格を満たす法人であって、加えて以下の要件を満たすこととします。
 - ア 甲田文化センターミュージズの特性やイメージに合致した愛称を提案できること。
 - イ 地域社会の活性化に貢献する意欲があること。
 - ウ 安定した経営基盤を有し、契約期間を通じて命名権料の支払いが確実であること。

(5) 命名権料の使途

- ア 命名権料は、甲田文化センターミューズの維持管理および運営に活用します。
- イ 命名権料の残額が発生した場合には、市が保有するその他の公共施設への維持管理および運営に活用します。

4 質問事項の受付

(1) 提出方法

件名を「甲田文化センターミューズネーミングライツ公募に関する質問【事業者名】」とし、電子メールで提出してください。

(2) 提出先

安芸高田市民文化センター

メールアドレス crystal-agio@city.akitakata.jp

(3) 受付期間

2026年9月1日（火）～2026年10月30日（金）午後5時

5 募集スケジュール(予定)

- (1) 募集期間 2026年9月1日（火）～2026年11月27日（金）午後5時
- (2) 選定 2026年12月中
- (3) 結果の通知 2027年1月中旬頃

6 応募方法

- (1) 募集期間 2026年9月1日（火）～2026年11月27日（金）午後5時 必着
- (2) 提出方法 電子メール、郵送もしくは持参
- (3) 受付窓口 〒731-0501 広島県安芸高田市吉田町吉田 761 番地
安芸高田市教育委員会 生涯学習課 安芸高田市民文化センター
(クリスタルアージュ 1F 事務所)

TEL 0826-42-2411

対応時間：祝日・月曜（祝日の場合は翌日も）を除く午前9時～午後5時

メールアドレス crystal-agio@city.akitakata.jp

(4) 提出書類

- ア 応募申請書（様式 1）
 - イ 応募資格に係る誓約書（様式 2）
 - ウ 地域社会貢献活動の実施状況（様式 3）
 - エ 応募者の概要を記載した書類
 - オ 登記事項証明書※
 - カ 直近 1 事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告書※
 - キ 直近の市税等納税証明書（市内に拠点がない場合は本社所在地の市区町村が発行する証明書）※
- 補足：※はコピーでもかまいません。ただし、後日、原本を確認させていただくことがあります。

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し又は事業者の選定若しくは決定を取り消す場合があります。
- ア 審査委員会の委員又は審査に従事する市職員若しくはその関係者に対し、本募集について不正に接触する行為その他の公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合
 - イ 応募申請書等に虚偽の記載があった場合
 - ウ その他選定の手続において不正な行為があったと安芸高田市が認めた場合
 - エ 応募資格要件を満たしていないことが判明した場合
 - オ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - カ 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が事業者として業務を行うことについて、ふさわしくないと安芸高田市が認めた場合
 - キ 本募集要項以外での要望、相談を行い安芸高田市の業務を著しく阻害していると安芸高田市が認めた場合
- (2) 愛称は、著作権や商標権等権利関係の問題が生じないように、調査した上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、応募者側で全て負担、対応するものとし、安芸高田市はその責任を負いません。
- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。また、やむを得ない理由により、この応募が中止された場合においても、応募に際し要した費用を安芸高田市に請求することはできません。
- (4) 郵便・電子メール等の通信事故については、安芸高田市はいかなる責任も負いません。

8 ネーミングライツパートナーの選定

(1) 選定方法

安芸高田市ネーミングライツ審査委員会において、書類に基づき審査し、優先候補者を決定します。審査委員会の各委員は、提出された書類等及び面談の内容について、下記「評価基準」により得点化し、各委員の合計得点の最高得点となる応募者を優先候補者として選定します。

【評価基準】

審査項目	審査内容	配点
命名権料	命名権料の妥当性	30 点
愛 称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや目的との整合性	40 点
経営状況等	決算報告書等による経営状況、安定性	10 点
地域貢献等	地域貢献等の理念、活動実績、今後の活動等	20 点
合 計		100 点

- ア 最高得点となる応募者が2者以上ある場合、審査委員の投票により優先候補者を選定します。
 - イ 応募者が1者の場合であっても審査は実施します。ただし、評価が一定水準に達しない場合は選定しません。
 - ウ 評価点が70点未満の場合は、失格とします。
- (2) 選定結果の通知

選定後、結果を通知します。また、契約締結後に安芸高田市ホームページ等で公表します。

(3) その他

ア 応募申請書提出後の修正及び加除は一切認められませんので、本実施要項及び質疑に対する回答などを十分確認の上、提出してください。

イ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、判明した時点で失格となります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ 提出された書類はこの審査に係る目的以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、安芸高田市情報公開条例に基づき、応募者の承諾を得ずに第三者に開示する場合があります。

9 契約条件(主なもの)

(1) 原則、優先候補者と協議し、速やかに契約を締結します。

(2) 命名権料の支払いは、毎年4月30日までに該当年度分を一括納入いただきます。

(3) 契約期間中は、甲田文化センターミューズの愛称として使用します。

(4) ネーミングライツパートナーが安芸高田市ネーミングライツ事業実施要綱第15条に該当する行為を行った場合、安芸高田市は契約を解除できるものとします。

(5) 施設の修繕や大規模改修に伴い一時的に施設を閉鎖する場合でも、命名権料の返還はしないものとします。

10 その他

(1) 愛称の周知

決定した愛称については、速やかに市民や利用団体等に周知、PRを図るものとしませんが、印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、正式名称を併記する場合があります。

なお、周知にあたっては、愛称についての知的財産権をネーミングライツパートナーが取得した場合においても、市はこれを無償で使用するものとします。

(2) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は、原則として認められません。

(3) 費用負担の考え方

使途ネーミングライツパートナーの費用負担は、次の表のとおりです。詳細については、双方協議の上、契約書等に定めるものとします。

なお、敷地外の道路案内看板等の表示変更は、関係機関と協議の上、変更可能な場合に行うことができます。

区分	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の表示変更等に要する費用		○
契約期間終了後又は契約の解除による看板表示等の原状回復に要する費用		○
ホームページ等の表示変更等に要する費用	○	